幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 16 日
こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令案について、令和８年１月 15 日（木）から同年２月 20 日（金）まで御意見を募集したところ、計４件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する考え方
１	理学療法士等だけでなく、附則第８条の規定により看護師等（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が保育を行う場合には、当該幼保連携型認定こども園の保育士（当該理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。ただし、満１歳未満の園児の数が４人以上である幼保連携型認定こども園については、この限りでないこととする。とあるが、幼保連携型認定こども園の保育士ではなく、幼保連携型認定こども園の保育教諭ではないか。	御指摘については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）第５条第３項の表備考第１号に定める者としております。
２	医療的ケア児の受入れは専門職を配置したとしても運営上のリスクが増えることから、社会的ニーズがあったとしても、その受け入れが思ったように進まないことが想定されます。追加的に受入れ要件の明確化や、リスク回避のための措置、責任の所在を明確化することで、期待される機能を十分に発揮できることを望みます。	御意見として承ります。

3	１.改正の内容においても「心理担当職員」との記載となっておりますが、他の職種が国家資格名で明示されていることとの整合性を踏まえ、心理職についても国家資格名称である「公認心理師」に変更を要望します。 ２.業務内容として「個人及び集団心理療法」や「障害児の療育及び障害児に係る療育の指導」といった具体的な記載が加わった点は評価されます。しかしながら、これら二つの業務に限定するのではなく、(1) 発達的視点のある保育（アセスメントとそれに基づく個に応じた発達支援や集団 SST)、(2) 家族支援・保護者支援（個別の心理支援やペアプロなど)、(3) 生涯発達的視点をもった保小連携や就学指導・支援も含んだ記載にしていただきたいと希望します。 ３.認定こども園をはじめとする保育現場において、公認心理師は保育士や幼稚園教諭等の職員に対するアドバイザー的役割（コンサルテーションや巡回相談等）を担っております。このような専門職としての支援機能についても、制度上明確に記載していただきたいと希望します。 ４.不適切保育や保育施設における事故予防、また昨年 10 月の通達により強化された保育所職員による虐待通報体制等を踏まえると、こうした不適切な保育や虐待を未然に防止し、万が一事故等が生じた場合の再発防止を図るためには、職員および職員集団のメンタル面への支援が重要となります。公認心理師による職員へのカウンセリング、コンサルテーション、心理教育等の役割は極めて重要であり、その位置づけを明確にしていただきたいと願っています。	１について 本命令と同日公布の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条の改正により保育士とみなすことができる者として位置づけられた「心理担当職員」との均衡を踏まえ、同内容の「心理担当職員」としています。 ２から４までについて 御意見として承ります。

その他１件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。